

令和5年度決算における健全化判断比率等について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

この法律が規定する財政の健全性に関する指標の算定、議会報告及び公表については、平成20年4月から実施することとされ、平成19年度決算から指標値を公表してきましたが、平成21年4月からは全面的な施行が始まり、健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画の策定、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画の策定が求められることになりました。

算定する指標値は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率の4指標（以下「健全化判断比率」といいます。）ならびに⑤資金不足比率とされています。

令和5年度決算に基づき算定された北秋田市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりとなっています。（4ページに用語解説を記載しています。）

1 健全化判断比率

単位：％

	指 標	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	— (△11.64)	— (△6.65)	12.86	20.00
	②連結実質赤字比率	— (△29.91)	— (△25.72)	17.86	30.00
	③実質公債費比率	7.8	8.3	25.0	35.0
	④将来負担比率	18.0	42.1	350.0	—

注 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため算定数値は負数「△」で表示されていますが、これは黒字の比率を意味します。表には参考値としてカッコ内に表記しています。

2 資金不足比率

単位：％

	特別会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	北秋田市病院事業会計	－	－	20.0	資金不足額がない特別会計については、「－」で表示しています。
	北秋田市水道事業会計	－	－		
	北秋田市下水道事業会計	－	－		

3 各比率の増減要因等

(1) 実質赤字比率 (令和4年度△6.65 ⇒ 令和5年度△11.64)

令和5年度決算、令和4年度決算ともに一般会計において実質収支額が黒字になったため実質赤字比率は生じていませんが、参考値としてマイナス表記した黒字比率が増加しています。

これは、令和5年度実質収支額が前年度から704,316千円増加していることが主な要因です。

(2) 連結実質赤字比率 (令和4年度△25.72 ⇒ 令和5年度△29.91)

連結実質赤字比率も令和5年度決算、令和4年度決算ともに連結実質収支額が黒字になったため連結実質赤字比率は生じていませんが、参考値としてマイナス表記した黒字比率は増加しています。

(3) 実質公債費比率 (令和4年度 8.3 ⇒ 令和5年度 7.8)

実質公債費比率は、前年度に比べ0.5ポイント数値が低下しました。

比率の算定にあたっては、地方債元利償還金等を分子とし標準財政規模等を分母とする算式を用いますが、分子、分母ごとの主な増減要因は以下のとおりとなります。

*分子の要因

項目ごとに増減はあるものの、前年度から85,927千円の減となった。増減は次のとおり。

元利償還金の額72,400千円の減、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金75,916千円の減。

上記から差し引かれる項目として、特定財源の額5,968千円の増、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費4,331千円の増、災害復旧費等に係る基準財政需要額66,442千円の減、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金6,254千円の減。

***分母の要因**

標準税収入額180,210千円の増、普通交付税及び臨時財政対策債35,559千円の減となり、合わせて分母が213,016千円の増となった。

結果として、単年度では前年度に比べ比率が約0.9ポイント低下し、3カ年平均では、0.5ポイント低下しました。

(4) 将来負担比率 (令和4年度42.1 ⇒ 令和5年度18.0)

将来負担比率は、令和4年度から24.1ポイント減少しました。

比率の算定にあたっては、将来負担額から充当可能財源を差し引いたものを分子とし、標準財政規模から算入公債費等の額を差し引いたものを分母とする算式を用いますが、分子、分母ごとの主な増減要因は次のとおりとなっております。

***分子の要因**

将来負担額1,582,938千円の減（主なものは地方債現在高556,728千円の減、公営企業債等繰入見込額1,033,356千円の減）に加え、これから差し引かれる充当可能財源1,128,406千円の増（主なものは充当可能基金784,040千円の増、基準財政需要額算入見込額321,333千円の増）となり、結果として分子は2,711,344千円減少した。

***分母の要因**

標準財政規模144,651千円の増、これから差し引かれる算入公債費等の額は68,365千円の減、差し引きの結果分母が213,016千円増加した。

結果として、分子の減少が大きかったため比率が大幅に減少しました。

(5) 資金不足比率

公営企業会計においては、令和5年度決算、令和4年度決算ともに資金不足額が発生しなかったため、増減要因はありません。

用語解説

1 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※1）に対する赤字額の割合。

※1 標準財政規模＝標準税収入額等（市税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

2 連結実質赤字比率

一般会計等と公営企業会計を除く特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金、債務負担行為及び特別会計等への繰出等に含まれる元利償還金相当額（準元利償還金）の合計の標準財政規模に対する割合。（3ヵ年平均）

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

5 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。

6 早期健全化基準

健全化判断比率のひとつでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）と公表及び外部監査の要求が義務付けられ、②策定計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは知事が必要な勧告を行うこととされています。

7 経営健全化基準

公営企業会計における早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がこれを上回れば、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

8 財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）と公表及び外部監査の要求が義務付けられ、②財政再生計画は総務大臣の同意を求められます（※2）。また、③策定計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、④財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては総務大臣から予算の変更等が勧告されます。

※2 財政再生計画に対する総務大臣の同意がなければ災害復旧事業債等を除き地方債の発行が制限されます。